

令和8年度

認知症対応型共同生活介護事業者集団指導

資料3

# 運営指導での主な指摘事例



墨田区福祉部  
地域福祉課指導監査担当



# 受講に当たっての注意点

- ・この資料は、運営指導における指導事例及びその根拠となる運営基準等を紹介したものです。
- ・各ページに記載の運営基準等は、一部を抜粋していますので、日々の業務に当たっては、運営基準等の全文を確認してください。
- ・資料の記載内容は、今後、通知の発出や介護報酬改定が行われた場合に変更することがあります。
- ・スライド中、◎は運営指導で認められた不適切な処理の事例です。



# 認知症対応型共同生活介護の関係基準

## ● 運営基準

種別	名称	番号
条例	墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例	平成25年3月28日 条例第29号
省令	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	平成18年3月14日 厚生労働省令第34号
通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について	平成18年3月31日 老計発第0331004号・老振発 第0331004号・老老発第 0331017号

## ● 介護報酬基準

種別	名称	番号
告示	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準	平成18年3月14日厚生労働省 告示第126号
通知	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	平成18年3月31日 老計発第0331005号・老振発 第0331005号・老老発第 0331018号
施設 基準	厚生労働大臣が定める施設基準	平成27年3月23日 厚生労働省告示第96号



## ● 人員に関する事項

P5～ ・ 従業員の員数

## ● 運営に関する事項

P10～ ・ 内容及び手続きの説明及び同意

P14～ ・ サービスの提供記録

P15～ ・ 指定認知症対応型共同生活介護の取り扱い方針  
身体拘束等の適正化

P17～ ・ 認知症対応型共同生活介護計画の作成

P23～ ・ 勤務形態の確保等

P28 ・ 業務継続計画（BCP）の策定等

P29 ・ 非常災害対策

P30～ ・ 衛生管理等

P32～ ・ 秘密保持

P35～ ・ 苦情処理

P38～ ・ 虐待の防止

P40 ・ 業務継続計画、感染症の予防、虐待の防止  
まとめ

P40 ・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保  
及び職員の負担軽減に資する方策を検討する  
ための委員会

P42 ・ 記録の整備

P43～ ・ 変更の届出等

P45～ ・ 業務管理体制の届出

## ● 介護給付費の算定及び取り扱いに関する事項

P49～ ・ 協力医療機関連携加算

P51～ ・ 医療連携体制加算（Ⅰ）

P53～ ・ 口腔衛生管理体制加算



# 従業員の員数（介護従業者） その1

## ▶ 介護従業者の配置

- ・ 日中の時間帯  
ユニットごとに常勤換算方法で、利用者と介護従業者の比率 **3 : 1 以上**
- ・ 夜間及び深夜の時間帯  
ユニットごとに **時間帯を通じて1人以上**（宿直勤務は含めない）

## ▶ 介護従業者の要件

- ・ 介護従業者のうち **1人以上は常勤** であること
- ・ 原則として、認知症の介護等に対する知識、経験を有する者であること

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

### 第90条第1項

指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とする。



## 従業員の員数（介護従業者） その2

- ◎ 日中の時間帯（夜間及び深夜の時間帯以外）の介護従業者の勤務延べ時間数が不足している
- ▶ **ユニットごとに、日中の時間帯は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上確保すること**

日中の時間帯	日中の時間帯：夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯（例）6:00～21:00
夜間及び深夜の時間帯	事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定する（例）21:00～6:00



# 従業員の員数（介護従業者） その3

## (例) グループホームAのR8年5月1日の介護従業者の勤務表

[設定] 利用者数：1ユニット 9名 常勤職員が1日に勤務すべき時間数：8H  
 日中の時間帯：6:00～21:00 夜間及び深夜の時間帯：21:00～翌6:00

介護従業者	夜間及び深夜の時間帯					日中の時間帯															夜間及び深夜の時間帯			勤務シフト						
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		23					
A																														① 7:00～16:00 (休憩1H) ② 8:00～17:00 (休憩1H) ③ 17:00～21:00 ④ 16:00～翌9:00
B																														
C																														
D																														
E																														

### ☀ 日中の時間帯の延べ勤務時間数

8H(A) + 8H(B) + 4H(C) + 3H(D) + 5H(E) = 28H (28H ÷ 8H = 3.5人 ≧ 3人) 配置し、かつ日中の時間帯を通じて1以上を配置しており、基準を満たしている

### 🌙 夜間及び深夜の時間帯の延べ勤務時間数

時間帯を通じて1以上の介護従業者 (D・E) を配置しており、人員基準を満たしている



# 従業員の員数（介護従業者） その4

グループホームAのR8年5月（1日～7日）の介護従業者の日中の時間帯の勤務実績								
[設定] 利用者数：1ユニット9名 常勤の1日の勤務すべき時間数：8時間								
日中の時間帯：6:00～21:00（15時間）								
確保すべき勤務時間数：利用者数÷3人×8H=24H								
令和8年5月		1	2	3	4	5	6	7
		金	土	日	月	火	水	木
1	介護職員A	8	8	休	8	8	休	8
2	介護職員B	8	8	4	2	休	8	8
3	介護職員C	4	4	2	休	休	4	2
4	介護職員D	3	休	8	8	8	8	休
5	介護職員E	5	休	8	8	4	2	休
6	介護職員F	休	2	休	4	2	休	休
7	介護職員G	休	6	休	休	休	6	6
合計勤務時間		28	28	22	30	22	28	24
配置状況		○	○	×	○	×	○	○

\* 介護従業者や計画作成担当者の配置が月単位で人員基準を満たしていない場合は、人員基準欠如減算が適用される



## ● 人員に関する事項

---

P5 ～ ・ 従業員の員数

## ● 運営に関する事項

---

P10～ ・ 内容及び手続きの説明及び同意

P14～ ・ サービスの提供記録

P15～ ・ 指定認知症対応型共同生活介護の取り扱い方針  
身体拘束等の適正化

P17～ ・ 認知症対応型共同生活介護計画の作成

P23～ ・ 勤務形態の確保等

P28 ・ 業務継続計画（BCP）の策定等

P29 ・ 非常災害対策

P30～ ・ 衛生管理等

P32～ ・ 秘密保持

P35～ ・ 苦情処理

P38～ ・ 虐待の防止

P40 ・ 業務継続計画、感染症の予防、虐待の防止  
まとめ

P40 ・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保  
及び職員の負担軽減に資する方策を検討する  
ための委員会

P42 ・ 記録の整備

P43～ ・ 変更の届出等

P45～ ・ 業務管理体制の届出

## ● 介護給付費の算定及び取り扱いに関する事項

---

P49～ ・ 協力医療機関連携加算

P51～ ・ 医療連携体制加算（Ⅰ）

P53～ ・ 口腔衛生管理体制加算



# 内容及び手続の説明及び同意 その1

## ▶ 料金表の記載誤りを修正すること

$$\text{① 介護サービス費用基準額 (以下「基準額」)} - \text{② 介護保険給付額} = \text{③ 利用者負担額}$$

### 算定上における端数処理について

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

この計算の後、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和3年厚生労働省告示第73号）附則第12条に規定する単位数の計算を行う場合は、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乘せされる単位数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定する。

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。



## 内容及び手続の説明及び同意 その2

### 利用者負担額計算例

■ 1日当たりの利用者負担額を計算 利用者：要介護5、1割負担、  
認知症対応型共同生活介護費Ⅰ：859単位、区の地域区分：1級地 10.9円

#### ① 基準額を算定

$$859\text{単位} \times 10.9\text{円} = 9,363.1\text{円} \rightarrow 9,363\text{円} \text{ (小数点以下、切捨て)}$$

#### ② 介護保険給付額を算定(①×0.9)

$$9,363\text{円} \times 0.9 \text{ (10割-1割)} = 8,426.7\text{円} \rightarrow 8,426\text{円} \text{ (小数点以下、切捨て)}$$

#### ③ 1日あたりの利用者負担額を算定 (①-②)

$$9,363\text{円} - 8,426\text{円} = 937\text{円}$$



## 内容及び手続の説明及び同意 その3

- ◎ 重要事項説明書に、第三者評価の実施状況を記載していない
- ▶ **重要事項説明書に、第三者評価の“実施の有無”、“実施した直近の年月日”、“実施した評価機関の名称”、“評価結果の開示状況”を記載すること**

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について  
(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)

### 第3の五の4(16)準用 第3の一の4(2)

① 基準第3条の7は、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の重要事項に関する規程の概要、介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（略）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、書面によって確認することが望ましいものである。



# 内容及び手続の説明及び同意 その4

「第三者評価の実施状況」の記載例

## 重要事項説明書

(第三者評価の実施状況)

第●●条

第三者評価の実施状況は次のとおりである。

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和●年●月●日
実施した評価機関の名称	●●●●
評価結果の開示状況	●●により公表



# サービスの提供記録

- ▶ 利用者の被保険者証に、**入居年月日**、**当該共同生活住居の名称**を記載し、退居の際は**退居年月日**を記載すること

様式第一号(第二十六条関係)

(表面)

(一)		(二)		(三)	
介護保険被保険者証		要介護状態区分等		給付制限	
認定年月日		認定年月日		開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日	
番号		(事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)		開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日	
住所		認定の有効期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日		開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日	
フリガナ		区分支給限度基準額		開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日	
氏名		居宅サービス等 令和 年 月 日～令和 年 月 日 1月当たり		居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	
生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女		(うち種類支給限度基準額) サービスの種類 種類支給限度基準額		届出年月日 令和 年 月 日	
交付年月日 令和 年 月 日				届出年月日 令和 年 月 日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印		認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		介護保険施設等	
				種類 入所等年月日 令和 年 月 日	
				名称 退所等年月日 令和 年 月 日	
				種類 入所等年月日 令和 年 月 日	
				名称 退所等年月日 令和 年 月 日	

ここに記載する

## 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号） 第95条第1項

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

# 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針 身体的拘束等の適正化 その1

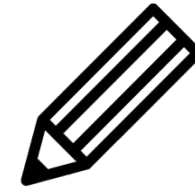


委員会

3月に1回以上  
職員への周知



指針



研修

年2回以上  
新規採用時



# 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針

## 身体的拘束等の適正化 その2

- ▶ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会**を**3月に1回以上、開催**すること。また議事録を作成し、従業者に周知すること。
- ▶ 身体的拘束等の適正化のための**研修**を**年2回以上**実施し、記録を作成すること。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

### 第97条第7項

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。





ちょっと一息  
気になるアレコレ

Q &  
A

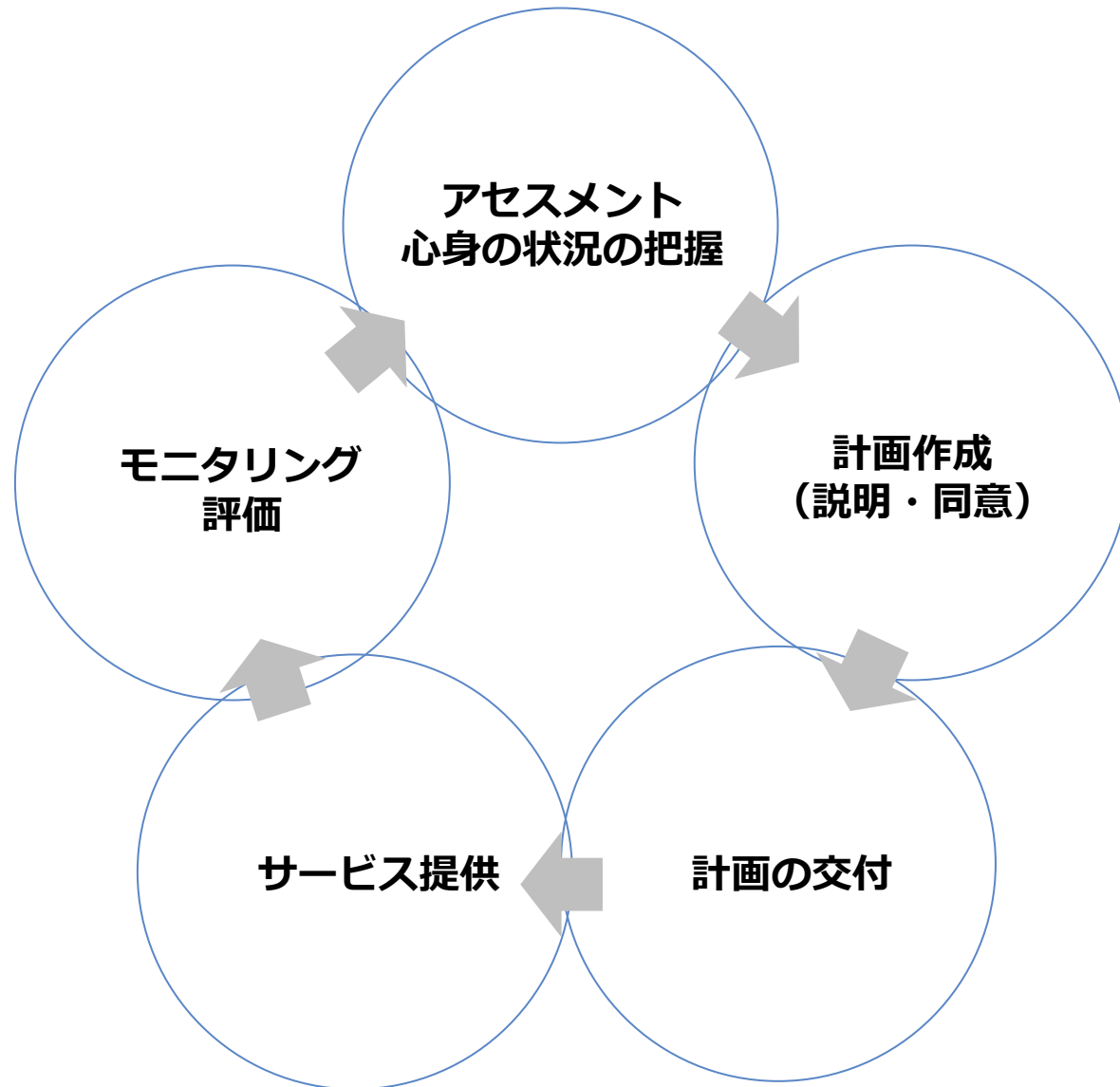


Q 認知症対応型共同生活介護の基本方針に照らすと、どちらのプランが望ましいか？

- A 認知症の症状や身体機能の低下に着目し、安全性を重視した画一的な日課を中心としたプラン
- B 利用者一人ひとりの生活歴や残存能力に着目し、個々の役割と達成感を重視した個別性のあるプラン



# 認知症対応型共同生活介護計画の作成 その1



## PDCAサイクルの流れに沿った処理

Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) の4段階を繰り返して継続的に業務を改善する方法



# 認知症対応型共同生活介護計画の作成 その2

## アセスメント

- ◎ 認知症対応型共同生活介護計画の初回作成時しかアセスメントを実施していない
- ▶ **認知症対応型共同生活介護計画を作成する都度、アセスメントを実施し、記録すること**

	初回	見直し1	見直し2	
アセスメント	<input type="radio"/>			✕
認知症対応型共同生活介護計画	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
アセスメント	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○
認知症対応型共同生活介護計画	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	


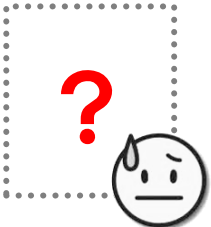

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）  
第98条第3項

計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。

# 認知症対応型共同生活介護計画の作成 その3

## 計画の作成

- ◎ 認知症対応型共同生活介護計画を作成していない期間がある
- ▶ **管理者は、計画の作成漏れがないように管理すること**

R8.1.1~3.31	R8.4.1~6.30	R8.7.1~
		

- ◎ 他の介護従業者と協議を行わず、認知症対応型共同生活介護計画を作成している
- ▶ **他の介護従業者と協議した上で、計画を作成した事がわかるように記録すること**



# 認知症対応型共同生活介護計画の作成 その4

## 利用者の同意

- ◎ 認知症対応型共同生活介護計画の内容について、利用者から同意を得ていない
  - ◎ 認知症対応型共同生活介護計画書の同意日が記載されていない
- ▶ **認知症対応型共同生活介護計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ること**

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

### 第98条第4項

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。



# 認知症対応型共同生活介護計画の作成 その5

## モニタリング

- ◎ 認知症対応型共同生活介護計画に従ったサービスの実施状況を把握したことが記録されていない

▶ **サービスの実施状況の把握**を行い、その内容を記録すること

【モニタリング表の一部（例）】

サービス項目	サービスの実施状況	目標の達成や本人の満足度
○○○○	<input type="checkbox"/> 計画通り実施できた <input type="checkbox"/> 一部実施できた <input type="checkbox"/> 実施できなかった ～理由等～	短期目標の満足度 <input type="checkbox"/> 達成できた <input type="checkbox"/> ほぼ達成できた <input type="checkbox"/> 少し達成できた <input type="checkbox"/> 達成できなかった  本人のサービス満足度 <input type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> ある程度満足 <input type="checkbox"/> 不満足 ～理由等～

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

### 第98条第6項

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。

# 勤務体制の確保等 その1

▶ 兼務職員は、**職種ごとの勤務時間**を記載し、**職種ごとの配置状況を明確にすること**

No	(7) 職種	(8) 勤務形態	(9) 資格	(10) 氏名	日中／夜間及び深夜の区分	1週目						
						1	2	3	4	5	6	7
						金	土	日	月	火	水	木
1	管理者	B	認知症対応型サービス事業管理者 研修修了	墨田 太郎	シフト記号	u	u	u		u	u	
					日中の勤務時間数	4	4	4		4	4	
					夜間・深夜の勤務時間数	-	-	-		-	-	
2	計画作成担当者	A	介護支援専門員	本所 花子	シフト記号	d	d	d	d		d	d
					日中の勤務時間数	8	8	8	8		8	8
					夜間・深夜の勤務時間数	-	-	-	-		-	-
3	介護従業者	B	介護福祉士	墨田 太郎	シフト記号	z	z	z		z	z	
					日中の勤務時間数	4	4	4		4	4	
					夜間・深夜の勤務時間数	-	-	-		-	-	
4	介護従業者	C	介護福祉士	向島 一郎	シフト記号		i	j			i	j
					日中の勤務時間数		3	3			3	3
					夜間・深夜の勤務時間数		4	6			4	6

墨田太郎さんは、管理者と介護従業者を兼務しているため、勤務形態欄には常勤・兼務である「B」と記載し、また、職種ごとに勤務時間数を記載する



## 勤務体制の確保等 その2

◎ 研修の年間計画を定めていない

▶ 年度始めに研修計画を立て、研修の機会を計画的に確保し、介護従業者の質の向上を図ること

【年間研修計画（例）】

月	研修項目	講師
4月	認知症への理解／身体的拘束等の適正化	〇〇
5月	ハラスメント防止／BCP（令和6年度から必須）	〇〇
6月	感染症対策／虐待防止（令和6年度から必須）	〇〇
7月	倫理及び法令遵守	〇〇
8月	事故発生時の対応	〇〇
9月	BCP	〇〇
・・・	・・・	〇〇

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

第103条第3項

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。（略）



## 勤務体制の確保等 その3

◎ 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていない

▶ **介護従業者で、医療・福祉関係の資格を持たない者について、認知症介護基礎研修を受講させること**

東京都指定当該研修実施機関：認知症介護研究・研修仙台センター



\* 訪問介護員（ヘルパー）研修3級課程修了者、社会福祉主事、民間事業者が実施する認知症関連の資格のみを持っている方も受講義務付けの対象となる

指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生省令第34号）

第103条第3項

（略）当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。



## 勤務体制の確保等 その4

◎ ハラスメントを防止するための方針を定めていない

▶ **ハラスメント防止のための方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること**

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

第103条第4項

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。





ちょっと一息  
気になるアレコレ

Q &  
A



**Q** 医療・福祉関係の資格を持たない者を介護従業者として雇用する場合、事前に認知症介護基礎研修を受講させる必要はあるか？

**A** 無資格の介護従業者を雇用する場合、必ずしも事前に研修を受講させる必要はありません。新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者については、採用後1年間の猶予期間が設けられています。事業者は、この1年間の猶予期間内に、該当する従業者に研修を受講させるための必要な措置を講じる必要があります。

令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1 問159)

**【問】** 当該研修を受講していない者を雇用しても問題ないか。その際、運営基準違反にあたるのか。

(答) 当該研修の義務付けは、雇用の要件に係るものではなく、事業者が介護に直接携わる職員に対し、研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けているものである。したがって、介護に直接携わる職員として研修を受講していない者を雇用する場合でも、運営基準違反にはあたらない。なお、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に関する義務付けについては、採用後1年間の猶予期間を設けている。

令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.14 問1)

**【問】** 認知症介護基礎研修の義務付けの経過措置期間はいつまでか。

(答) 令和6年3月31日をもって経過措置期間は終了している。なお、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に関する義務付けについては、採用後1年間の猶予期間を設けている。



# 業務継続計画（BCP）の策定等



BCP

感染症編・災害編



研修

年2回以上  
新規採用時



訓練

年2回以上



# 非常災害対策

◎ 夜間実施又は夜間想定による消防訓練を実施していない

▶ **年2回以上実施することとされている消防訓練のうち1回は、夜間実施又は夜間想定により実施すること**

**指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）**

**第108条準用 第82条の2 第1項**

指定認知症対応型共同生活介護介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

**指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について**

**（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）**

**第3の五の4(16)準用 第3の四の4(16)**

基準第82条の2は、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定認知症対応型共同生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。



# 衛生管理等 その1

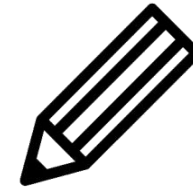


委員会

年2回以上  
職員への周知



指針



研修

年2回以上  
新規採用時



訓練

年2回以上



## 衛生管理等 その2

- ▶ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催すること
- ▶ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の議事録を作成し、従業者に周知すること
- ▶ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（各年2回以上）に実施し、記録すること

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

第108条準用 第33条

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。
  - 二 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - 三 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。



# 秘密保持等 その1

◎ 従業者から秘密保持に関する誓約書を徴していない

▶ **従業者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密について漏らさないよう、措置を講じること**

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

第108条準用 第3条の33第2項

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。



## 秘密保持等 その2

- ◎ 利用者から個人情報の使用同意を得ていない
- ◎ 家族の同意が「代理人欄」に署名されていた
- ▶ **利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ること**
  - \* 家族が複数いる場合は、代表者から同意を得ること

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

第108条準用 第3条の33第3項

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。



# 秘密保持等 その3

「個人情報利用同意書」の記載例

**個人情報利用同意書**

私及びその家族の個人情報を用いることについて……

上記の内容について同意します。

日付の記入漏れはないか？

令和●年●月●日

利用者 \_\_\_\_\_

代理人 \_\_\_\_\_

家族の同意は、  
家族同意欄に署名

家族（続柄： ） \_\_\_\_\_



# 苦情処理 その1

◎ 苦情を処理するために講ずる措置の概要を掲示していない

▶ **相談窓口、苦情処理の体制及び手順等を掲示すること**

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について  
(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)

第3の五の4(16)準用 第3の一の4(28)

① 基準第3条の36第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等である。



# 苦情処理 その2

運営規程や重要事項説明書は、  
掲示でなく、関係者が自由に閲覧可能  
な形で備え置くことも可

重要事項説明書  
運営規程

## 苦情処理の体制、手順

【苦情相談窓口】

□□□□	03-XXXX-XXXX
▲▲▲▲	03-XXXX-XXXX
○○○○	03-XXXX-XXXX

苦情処理の概要は、事業所への  
掲示が必要





ちょっと一息  
気になるアレコレ

Q &  
A



## Q 利用者がサービス利用中に負傷した場合は、必ず区への報告も必要か？

A サービス提供に伴い、利用者が負傷し診察を受けた場合は、事業所は速やかに区に報告する必要があります（擦り傷や打撲等の軽易なケガの場合等を除く）。また、感染症・食中毒等の発生や、誤与薬、離設、個人情報の漏えい等があった際にも区への報告が必要となります。  
区への報告が必要な範囲について、「墨田区介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領」で定めていますのでご確認ください。

### 【区への報告が必要な範囲】 \* 区要領から抜粋

- (1) サービスの提供に伴い発生した転倒、転落等による骨折、出血等、火傷、誤嚥、異食等で、医師の診療を要したもの(医療機関の受診及び救急搬送を含む。)
- (2) 感染症や食中毒又は疥癬の発生。ただし、定点把握の対象となっている五類感染症については、利用者の10名以上もしくは半数以上(疑いを含む。)に発生した場合及び死亡者もしくは重篤患者が1週間に2名以上発生した場合に限る。
- (3) 誤与薬(医師の診察を要したものに限る。)
- (4) 離設
- (5) 利用者の個人情報の漏えい
- (6) 利用者の私物を破損又は紛失する等、利用者が経済的な損失を受けたもの
- (7) 従業員の法令違反、不祥事等のうち、金品着服、虐待行為等利用者への介護サービス等の提供に影響するおそれのあるもの
- (8) 利用者がサービス提供中に死亡した場合(死因に疑義があるものに限る。)
- (9) 利用者同士のトラブル、自殺、外部者の犯罪等
- (10) 地震等の自然災害、火災その他これに類する災害又は交通事故等、介護サービス等(送迎を含む。)に影響する重大な事故



# 虐待の防止 その1



委員会

年1回以上  
職員への周知



指針



研修

年2回以上  
新規採用時



担当者



## 虐待の防止 その2

- ▶ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果について**介護従業者に周知**すること
- ▶ 虐待の防止のための指針に**必要事項**を記載すること

### 【虐待の防止のための指針に記載する事項】

イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方	へ 成年後見制度の利用支援に関する事項
ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項	ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針	リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項
ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項	

### 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）







#### 第108条準用 第3条の38の2

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。



# 身体的拘束・業務継続計画・感染症・虐待の対応 まとめ

	身体的拘束等の 適正化	業務継続計画（BCP） の策定等	感染症の予防及びまん延 の防止のための措置	虐待の防止
	委員会の開催、周知 (3月に1回以上)	—	委員会の開催、周知 (おおむね6月に1回)	委員会の開催、周知 (年1回以上)
	指針	BCP（感染症・災害） の策定、周知	指針	指針
	研修 (年2回以上、新規採用時)	研修 (年2回以上、新規採用時)	研修 (年2回以上、新規採用時)	研修 (年2回以上、新規採用時)
	—	訓練（年2回以上）	訓練（年2回以上）	—
	—	—	—	担当者
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会は、他の会議体との一体的実施可</li> <li>・未実施減算有り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BCPの策定、研修・訓練の実施は、他のサービス事業者との連携可</li> <li>・未実施減算有り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会は、他の会議体と一体的に設置、運営可、他のサービス事業者との連携可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会は、他の会議体と一体的に設置、運営可、他のサービス事業者との連携可</li> <li>・未実施減算有り</li> </ul>

# 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会

- ▶ **利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的（年1回以上）開催すること**

指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

第108条準用 第86条の2

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。



## 記録の整備

◎ 認知症対応型共同生活介護計画等が保存されていない

▶ **認知症対応型共同生活介護計画等は、その完結の日から2年間以上保存すること**

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

### 第107条第2項

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- 一 認知症対応型共同生活介護計画
- 二 第95条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第97条第6項の規定による身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準用する第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 次条において準用する第3条の38第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 七 次条において準用する第3条の34第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）

### 第3の五の4(15) 参照（第3の二の二の3(13)）

（略）なお、「その完結の日」とは、同項第1号から第6号までの記録については、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日、同項第7号の記録については、基準第34条第1項の運営推進会議を開催し、同条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。



# 変更の届出等 その1

- ◎ 指定を受けた内容を変更したが、変更届を提出していない
- ▶ **指定事項に変更が生じた場合は、10日以内に届け出ること**

介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

(変更の届出等)

第78条の5

指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。



# 変更の届出等 その2

別紙様式第二号(四)

変更届出書

年 月 日

墨田区長あて 所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号	
	法人番号	
指定内容を変更した事業所等	名称	
	所在地	
サービスの種類		
変更年月日	年 月 日	
変更があった事項(該当に○)		変更の内容
事業所(施設)の名称	[変更前]	
事業所(施設)の所在地		
申請者の名称		
主たる事務所の所在地		
法人等の種類		
代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名		
登記事項証明書・条例等 [当該事業に関するものに限る。]		
事業所(施設)の建物の構造、専用区画等		
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	[変更後]	
運営規程		
協力医療機関・協力歯科医療機関		
事業所の種別		
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制		
本体施設、本体施設との移動経路等		
併設施設の状態等		
連携する訪問看護を行う事業所の名称		
連携する訪問看護を行う事業所の所在地		
介護支援専門員の氏名及びその登録番号		

備考 1 「サービスの種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。  
 2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。  
 なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の「変更前」と「変更後」欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。

【様式】 変更届出書



# 業務管理体制の届出 その1

◎ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていない

▶ **届け出た事項に変更があった場合は、速やかに届け出ること**

介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

## 第115条の32

- 2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。（略）
- 3 前項の規定により届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は市町村長に届け出なければならない。

介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)

## 第140条の40

介護サービス事業者は、同項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

- 一 事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
  - 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
  - 三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が二十以上の事業者の場合に限る。）  
法令遵守責任者の氏名及び生年月日
  - 四 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が百以上の事業者の場合に限る。）
- 2 介護サービス事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第百十五条の三十二第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。



# 業務管理体制の届出 その2

## 1 届出事項

		法令遵守責任者の氏名及び生年月日	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	業務執行の状況の監査の方法の概要
事業所数	20未満	○	×	×
	20以上100未満	○	○	×
	100以上	○	○	○

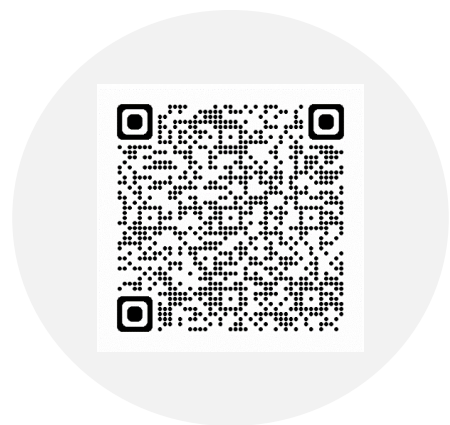
## 2 届出先

	区分	届出先	参考
①	事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業所	厚生労働大臣	
②	事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事	
③	全ての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業所	都道府県知事	東京都高齢者施策推進部 介護保険課介護事業者担当 ☎03-5320-4274
④	全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長	
⑤	地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長	墨田区介護保険課給付・事業者担当 ☎03-5608-6544



# 業務管理体制の届出 その3

【様式】業務管理体制に係る届出書



第1号様式

受付番号

介護保険法第115条の3第2項(整備)又は第4項  
(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

豊田区長 あて

年 月 日

事業者名称  
代表者氏名

このことについて、次のとおり関係書類を添えて届出します。

事業者(法人番号)

1 届出の内容	[1]介護保険法第115条の3第2項関係(整備)			
	[2]介護保険法第115条の3第4項関係(区分の変更)			
2 事業者	フリガナ			
	名称			
	(〒 - ) 市区市 郡 町 村 支庁			
	主たる事務所の所在地 記号の名称等			
3 法人の種類	電話番号		FAX番号	
	代表者の職名・氏名・生年月日			
	職名	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
	代表者の住所 (〒 - ) 市区市 郡 町 村 支庁 記号の名称等			
4 介護保険法施行規則 第140条の4(第1項) 第2号から第4号までに 掲げる事項	第2号 法人種別責任者の氏名(フリガナ)		生年月日	年 月 日
	第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要			
5 区分変更届行政機関名称 及び所在地	第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要			
	区分変更届行政機関名称 和(英語)記号			
	事業者(法人)番号			
	区分変更の理由			
区分変更届行政機関名称及び担当部署	区分変更届行政機関名称及び担当部署			
	年 月 日			
連絡先	所属	フリガナ	メールアドレス	電話番号
		氏名		

受付番号

介護保険法第115条の3第3項に基づく業務管理体制  
に係る届出書(届出事項の変更)

年 月 日

豊田区長 あて

事業者名称  
代表者氏名

このことについて、つぎのとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人番号)

変更があった事項				
1 法人の種類又は名称(フリガナ)				
2 主たる事務所の所在地、電話番号又はFAX番号				
3 代表者氏名(フリガナ)及び生年月日				
4 代表者の住所又は職名				
5 事業所名称等及び所在地				
6 法令遵守者責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日				
7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要				
8 業務執行の状況の監査の方法の概要				
変更の内容				
(変更前)				
(変更後)				
連絡先	所属	フリガナ	メールアドレス	電話番号
		氏名		



## ● 人員に関する事項

---

P5 ～ ・ 従業員の員数

## ● 運営に関する事項

---

P10～ ・ 内容及び手続きの説明及び同意

P14～ ・ サービスの提供記録

P15～ ・ 指定認知症対応型共同生活介護の取り扱い方針  
身体拘束等の適正化

P17～ ・ 認知症対応型共同生活介護計画の作成

P23～ ・ 勤務形態の確保等

P28 ・ 業務継続計画（BCP）の策定等

P29 ・ 非常災害対策

P30～ ・ 衛生管理等

P32～ ・ 秘密保持

P35～ ・ 苦情処理

P38～ ・ 虐待の防止

P40 ・ 業務継続計画、感染症の予防、虐待の防止  
まとめ

P40 ・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保  
及び職員の負担軽減に資する方策を検討する  
ための委員会

P42 ・ 記録の整備

P43～ ・ 変更の届出等

P45～ ・ 業務管理体制の届出

## ● 介護給付費の算定及び取り扱いに関する事項

---

P49～ ・ 協力医療機関連携加算

P51～ ・ 医療連携体制加算（Ⅰ）

P53～ ・ 口腔衛生管理体制加算



# 協力医療機関連携加算 その1

◎ 利用者の病歴等の情報を共有する会議の議事録を作成していない

▶ 協力医療機関との会議を**定期的**に開催し、議事録を作成すること

【開催頻度】 **※R8変更有り**

令和8年5月まで	令和8年6月から（次のいずれか）
<p>概ね月に<b>1回以上</b>（電子的システムにより入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、年3回以上）</p>	<p><b>年1回以上</b>（<u>電子的システムにより協力医療機関において事業所の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合</u>）</p> <p>又は</p> <p><b>年3回以上</b>（<u>入院の必要性が認められた事業所の入居者が協力医療機関で年2件以上入院した場合又は往診の必要性が認められた事業所の入居者に協力医療機関が年2件以上往診を実施した場合は年1回以上</u>）</p>



# 協力医療機関連携加算 その2

各都道府県介護保険担当課（室）

各指定都市介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省老健局 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

## 介護保険最新情報

今回の内容

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」及び当該通知の発出に伴うQ&Aの発出について  
計28枚（本紙を除く）

Vol.1502

令和8年5月8日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【貴関係諸団体に速やかに送信いたしますよう  
よろしくお願いたします。】

連絡先

TEL : 03-5253-1111(内線 3949、3989)

FAX : 03-3595-4010



指定密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）

第2の6(11)

① 本加算は、高齢者施設等と協力医療機関との実効性のある連携体制を構築する観点から、入居者の急変時等に備えた関係者間の平時からの連携を強化するため、入居者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的に開催することを評価するものである。

②・③（略）

④ 「会議を定期的に開催」とは、次のいずれかに該当するものであること。なお、協力医療機関へ診療の求めを行う可能性の高い入居者がいる場合においては、より高い頻度で情報共有等を行う会議を実施することが望ましい。

イ 電子的システムにより当該協力医療機関において、当該事業所の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、年1回以上開催すること

ロ 年3回以上開催すること。ただし、入院の必要性が認められた当該事業所の入居者が当該協力医療機関で年2件以上入院した場合又は往診の必要性が認められた当該事業所の入居者に当該協力医療機関が年2件以上往診を実施した場合には、当該協力医療機関との会議の開催を年1回以上開催することで差し支えないこととする。また、この場合において、入退院又は往診に際して当該協力医療機関の職員と、当該事業所の入居者の急変時の対応方針及び診療又は入院若しくは往診依頼時の連絡方法等に係る適切な情報共有が行われていること。

⑤・⑥（略）

⑦ 会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。



# 医療連携体制加算（Ⅰ） その1

## ▶ 看護師等の配置

- ・ **医療連携体制加算（Ⅰ）イ @ 57単位／日**  
職員として看護師を常勤換算方法で1以上配置
- ・ **医療連携体制加算（Ⅰ）ロ @ 47単位／日**  
職員として看護職員を常勤換算方法で1以上配置
- ・ **医療連携体制加算（Ⅰ）ハ @ 37単位／日**  
職員として又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により看護師を1名以上確保

- 事業所が行う業務
  - ・利用者に対する日常的な健康管理
  - ・通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整
  - ・看取りに関する指針の整備

## ▶ 看護師等と24時間連絡できる体制を確保

- ▶ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること



## 医療連携体制加算（Ⅰ） その2

- ▶ **重度化した場合の対応に係る指針**について、入居の際に、利用者又はその家族に**説明し、同意を得ること**

### 【重度化した場合の対応に係る指針に盛り込むべき項目】

- ① 急性期における医師や医療機関との連携体制
- ② 入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い
- ③ 看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針

厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）

### 34 イ 医療連携体制加算（Ⅰ）

（1）・（2）略

（3）重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）

### 第2の6(12)

①～⑤略

⑥ 医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い、③看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針、などが考えられる。（略）

# 口腔衛生管理体制加算 その1

◎ 歯科医師等が介護職員に対して行った口腔ケアに係る技術的助言及び指導の記録が確認できなかった

▶ 歯科医師等が行った口腔ケアに係る**技術的助言**及び**指導**の概要（日時、内容、指導者名、介護職員名等）を記録すること

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生省告示第126号）

別表5の7の注

イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）

イ 事業所において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。

ロ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。



## 口腔衛生管理体制加算 その2

◎ 利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成していない

▶ 必要事項を記載した「**利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画**」を作成すること  
また、**歯科医師又は歯科衛生士からの助言及び指導を受けて、当該計画を見直すこと**

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）  
第2の6(19)

- ① 「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該事業所における利用者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該事業所において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の利用者の口腔ケア計画をいうものではない。（略）
- ② 「利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」には、以下の事項を記載すること。
  - イ 当該事業所において利用者の口腔ケアを推進するための課題
  - ロ 当該事業所における目標
  - ハ 具体的方策
  - ニ 留意事項
  - ホ 当該事業所と歯科医療機関との連携の状況
  - ヘ 歯科医師からの指示内容の要点（当該計画の作成にあたっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。）
  - ト その他必要と思われる事項





ちょっと一息  
気になるアレコレ

Q &  
A



Q 口腔衛生管理体制加算 「利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」は誰が作成するの？

A 事業所で助言及び指導を行った歯科医師又は歯科医師の指示を受けた  
歯科衛生士

B 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士から助言及び指導を受  
けた認知症対応型共同生活介護事業所の職員

